

大阪国際がんセンターソーシャルメディア運用規程

大阪国際がんセンター（以下、当センター。）では、公式ソーシャルメディア（以下、公式 SNS）を通じた情報発信にあたり、以下のとおり定める

第 1 条

対象となる公式 SNS は以下の通りとする。

公式 SNS 名	サービス名	URL
大阪国際がんセンター	Facebook	https://www.facebook.com/OICI.jp/
大阪国際がんセンター	Youtube	https://www.youtube.com/channel/UCoN2doE3Va3zliqVWebLDwA
大阪国際がんセンター	LINE	@331swqgs
大阪国際がんセンター	Instagram	@oici_1181

第 2 条

公式 SNS は当センターの業務、取組、行事等を発信することを通じ、利用者に当センターの理解を深めてもらうことを目的とする。

第 3 条

- 1 公式 SNS の管理者は総長とする。
- 2 経営改革グループグループ長を管理補助者とする。
- 3 公式 SNS は当センター職員が運用するものとする。

第 4 条

公式 SNS では以下の情報を発信するものとする。

- (1)当センターが主催・支援するイベントや普及啓発活動に関する情報
- (2)当センターの活動紹介
- (3)採用情報
- (4)その他当センターが周知する必要があると判断した情報

- 2 公式 SNS は以下のアカウントをフォローすることができる

- (1)公的機関
- (2)医療機関
- (3)大阪府立病院機構内のアカウント
- (4)その他総長が必要と認めたアカウント

- 3 他アカウントへのアクションは前項に該当するアカウントに限り実施することができる。

第5条

当センターから発信する情報に対し、以下に該当するコメントやリポストなどがなされたときは、利用者に断りなく、投稿の全部または一部の非表示、削除または当該利用者の各アカウントの利用を拒否する場合がある。

- ・法律、法令等に違反するもの、または違反するおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当センターまたは第三者の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・当センター、他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当センターの発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・その他、当センターが不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

第6条

公式 SNS の免責事項は以下の通りとする。

- (1) 当センターは、公式 SNS での投稿に関し細心の注意を払うが、情報等の誤りや第三者による改ざん等の危険性を完全に排除できるものではなく、情報の正確性、完全性、有用性を保証しない。
- (2) 当センターは、利用者により投稿された各公式 SNS への「コメント」、「リポスト」等について一切の責任を負わない。
- (3) 当センターは、利用者が各公式 SNS を利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害について一切の責任を負わない。
- (4) 公式 SNS で発信された情報を元に生じる、利用者と第三者との間のトラブルまたはその被った損害については、当センターは一切の責任を負わない。
- (5) その他、上記に掲げたもののほか、公式 SNS に関連して生じたいかなる損害についても一切の責任を負わない。
- (6) 公式 SNS は、事前に予告なく変更または終了することがある。また、公式 SNS すべてを更新することを約束するものではない。

第7条

掲載されている写真や記事などの情報に関する著作権は当センターに帰属する。公式 SNS から発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできないものとする。

第8条

本規程は、公式 SNS の提供及びその利用に関し、当センターの職員を含むすべての利用者に適用するものとする。

本規程は、当センターのホームページに掲載し、利用者への周知を図る。なお、本規程は、必要に応じて事前に予告なく変更する場合がある。

第9条

本規程は、利用者の同意を得ることなく変更する場合がある。

第10条

医師その他の医療従事者が行う診療行為に準ずる内容の問い合わせには、回答しないものとする。

また、当センターが運営する各 SNS アカウントへのコメントおよび問い合わせについては、そのすべてに回答する義務を負わない。

当センターに関する問い合わせまたは意見等は、当センターホームページ記載の代表電話を通じて行うものとする。

附則

本規程は、2025 年 11 月 7 日から施行するものとする。